

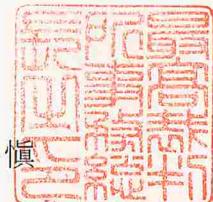
最高裁秘書第242号

令和3年2月3日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月28日付け（令和3年1月4日受付、第020839号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官会議（第26回）議事録（片面で2枚）
- (2) 裁判官会議（第27回）議事録（片面で2枚）
- (3) 裁判官会議（第28回）議事録（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（署名、印影、氏名等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (2) 1の(2)及び(3)の各文書には、個人識別情報（署名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議（第26回）議事録

令和2年11月4日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林景一、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 人事院報告（月例給関係）等について

徳岡人事局長から、資料第1に基づき、10月28日に行われた人事院報告（月例給関係）の概要について報告があった。

2 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等及び3の司法修習生の罷免については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第3に基づき、松山地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 大阪高等裁判所判事石井寛明の定年退官に伴い、松山地方、家庭裁判所長牧賢二を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を東京家庭裁判所判事千葉和則とする。

イ 大阪高等裁判所判事佐村浩之の定年退官に伴い、釧路地方、家庭裁判所長山田明を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を東京高等裁判所判事高木順子とする。

午前10時50分終了

議長

秘書課長

裁判官会議資料 第2
(//月 //日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和 2.11. 4提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (令 2.12. 1)

大阪簡裁判事

辻 本 利 雄

定年退官 (令 2.12. 2)

札幌簡裁判事

下 村 資 樹

定年退官 (令 2.12. 4)

東京簡裁判事

松 尾 孝 則

定年退官 (令 2.12. 9)

京都簡裁判事 (司掌者)

米 山 正 明

2 裁判官の転補等について

京都簡裁判事 (司掌者)

堺簡裁判事

河 合 裕 行

3 司法修習生の罷免について

罷免 (司法修習生に関する規則第

司法修習生

17条第1項第1号)

[REDACTED]

裁判官会議（第27回）議事録

令和2年11月11日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林景一、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、裁判官の転補等については、原案どおり決定した。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、千葉家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 東京高等裁判所判事村田涉の定年退官に伴い、千葉家庭裁判所長高橋譲を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を司法研修所教官矢尾和子とする。

イ 東京家庭裁判所長甲斐哲彦の定年退官に伴い、横浜地方裁判所長杉原則彦を東京家庭裁判所長とし、その後任者を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）団藤丈士とし、その後任者を長野地方、家庭裁判所長中山孝雄とし、その後任者を高松地方裁判所長岸日出夫とし、その後任者を高知地方、家庭裁判所長黒野功久とし、その後任者を神戸地方、家庭裁判所姫路支部長森崎英二とする。

午前10時37分終了

議長

秘書課長

裁判官会議資料 第1
(11月11日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和 2.11.11提出)

裁判官の転補等について

東京家判事（部総括）・東京簡裁判
事

東京高判事・東京簡裁判事

最高裁民事局付（東京地判事補・東
京簡裁判事）

東京地判事補・東京簡裁判事

最高裁刑事局付（東京地判事補・東
京簡裁判事）

東京地判事補・東京簡裁判事

最高裁家庭局付（東京家判事補・東
京簡裁判事）

東京地判事補・東京簡裁判事

岩城 光 (67)

山田 義幸 (67)

関述之 (47)

番條雅代 (67)

裁判官会議（第28回）議事録

令和2年11月18日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林景一、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 令和2年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項の再変更について

遠藤裁判所職員総合研修所長から、資料第1に基づき、標記の重要な事項の再変更について説明があり、1の中央研修、2の高裁委嘱研修、3の自序研修及び5の研究については、いずれも原案どおり決定し、書記官及び家裁調査官の養成については、いずれも報告がされた。

2 少年保護事件記録等の編成についての通達発出に関する事項の最高裁判所事務総長への委任について

村田総務局長から、資料第2に基づき、標記の委任について説明があり、原案どおり決定した。

3 人事について

徳岡人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告及び原案どおり決定し、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定した。

午前10時57分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和 2. 11. 18提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (令 2. 12. 17)

東京高判事 (部総括)

川 神 裕 (34)

依願免本官並びに兼官 (令 2. 12. 19)

東京地家立川支判事 (部総括) ・立
川簡裁判事

一 木 文 智 (42)

依願免本官並びに兼官 (令 2. 12. 22)

広島高岡山支判事 (支部長) ・岡山
簡裁判事

橋 本 一 (39)

依願免本官並びに兼官 (令 2. 12. 31)

横浜家判事 (部総括) ・横浜簡裁判
事

田 口 紀 子 (39)

定年退官 (令 2. 12. 16)

東京簡裁判事

小瀬垣 正 一

定年退官 (令 2. 12. 17)

大阪簡裁判事

的 場 純 男

定年退官 (令 2. 12. 20)

横浜簡裁判事

白 井 精 一

定年退官 (令 2. 12. 21)

東京簡裁判事

杉 原 隆 治

定年退官 (令 2. 12. 29)

岸和田簡裁判事

川 西 敏 博

2 裁判官の転補等について

司研教官（東京地判事・東京簡裁判事）	東京地家立川支判事（支部長）・立川簡裁判事（司掌者）	相澤眞木（40）
東京地家立川支判事（支部長）・立川簡裁判事（司掌者）	東京高判事・東京簡裁判事	吉田徹（40）
神戸地家姫路支判事（支部長）・姫路簡裁判事（司掌者）	大阪高判事・大阪簡裁判事	倉地真寿美（43）
東京高判事（部総括）・東京簡裁判事	福岡高判事（部総括）・福岡簡裁判事	矢尾涉（37）
福岡高判事（部総括）・福岡簡裁判事	千葉地家松戸支判事（支部長）・松戸簡裁判事（司掌者）	森富義明（40）
千葉地家松戸支判事（支部長）・松戸簡裁判事（司掌者）	東京家判事（部総括）・東京簡裁判事	石橋俊一（41）
東京家判事（部総括）・東京簡裁判事	東京高判事・東京簡裁判事	小河原寧（46）
東京地家立川支判事（部総括）・立川簡裁判事	東京高判事・東京簡裁判事	濱口浩（42）

広島高岡山支部長

広島高岡山支判事（部総括）・岡山
簡裁判事

塩 田 直 也 (39)

広島高岡山支判事（部総括）・岡山
簡裁判事

横浜地判事（部総括）・横浜簡裁判
事

片 山 隆 夫 (40)

横浜地判事（部総括）・横浜簡裁判
事

東京高判事・東京簡裁判事

奥 山 豪 (46)

横浜家判事（部総括）・横浜簡裁判
事

横浜地家横須賀支判事（支部長）・
横須賀簡裁判事（司掌者）

日下部 克 通 (40)

横浜地家横須賀支判事（支部長）・
横須賀簡裁判事（司掌者）

東京高判事・東京簡裁判事

見 米 正 (40)

横浜簡裁判事

東京簡裁判事

鈴 木 紅